

〔中國治亂記〕豊後ヨリハ橋爪美濃守吉弘右衛門大夫御供トシテ天文廿一年三月朔日三田尻ニ御著○下略

〔長門金匱〕一御城地之儀防州三田尻にて桑山を要害に被仰付御城可被仰付やとの御事に候處桑山は山上水不自由に付三田尻の御繩は止申の由○下略

〔西遊雜記〕三田尻に至る此浦は長州侯の御下館ありて市中も繁昌の所也近年いかゞの事にや御館造りの御普請ありて其結構いはんかたなし土人のいひしには國主の御隠居館といき此地より萩の城下まで十七里といふ

〔南留別志〕一周防國に畜生谷といふ里あり母子兄弟の間にて婚姻をなすといふ平家の餘類なるべし敵をさけて人の通はぬ所に隠れ居て子孫を長じたらんはおのづからに一族の外に婚姻すべき族なかるべければ里のならはしとなりしなるべし

莊保

〔東大寺要錄〕一諸國諸庄田地○長德四年注文定

新發田○中略

周防國 吉敷郡榎野庄田九十一町六段六十九步

〔賀茂注進雜記〕下領同永壽三年○元曆四月廿四日壬辰賀茂社領四十二ヶ所任院廳御下文可止

武家狼藉之由有其沙汰云々

下諸國 可早任院廳御下文停止方々狼藉備進神事用途賀茂別雷社御領庄園事○中略

周防國 伊保庄 矢島 柱島 竈戸關○中略

壽永三年四月廿四日

正四位下源朝臣御判

〔賀茂別雷神社文書〕下 周防國伊保庄竈戸關 矢島柱島等住人

可早停止土肥實平妨並土人大野七郎遠正不當從領家進止事○中略